

<資格喪失>

医師国保組合を脱退する時 (組合規約の「被保険者の範囲」でなくなった時)	・ 医師（第一種組合員・特別組合員）が長野県医師会を退会した時 ・ 医師（第一種組合員・特別組合員）・世帯員が、規約第 4 条に定める地区に住所を有しなくなった時 ・ 医師（第一種組合員・特別組合員）が死亡した時 ・ 従業員（第二種組合員）が退職した時、または非常勤となった時 ・ 世帯員が、就職し他の健康保険等に参加、又は組合員と同一世帯でなくなった時
--	---

※本組合では、退職後の「健康保険任意継続制度」はありません。

<届出様式>（提出期限：事由発生の日より 14 日以内）

国民健康保険被保険者資格喪失届	① 国民健康保険被保険者資格喪失届 ② 資格確認書（該当者） ※紛失等で添付不能の場合は、「誓約書」（①届出様式左下）に署名 ③ 特別組合員資格喪失届 ※世帯員等が他保険へ加入又は医師（特別組合員）が死亡した場合に提出 ただし、世帯員等が 75 歳になり後期高齢者医療制度の被保険者となった場合は、自動的に資格喪失しますので届出の必要はありません。
------------------------	--